

令和4年度

警察庁行政事業レビュー公開プロセス

1 日時

令和4年6月14日（火）午後1時30分から午後4時00分までの間

2 場所

中央合同庁舎第2号館 地下1階第7会議室
（東京都千代田区霞が関2丁目1番2号）

3 議題

- (1) 取調べ録音・録画装置の整備
- (2) 特殊詐欺対策の推進

4 議事

次のとおり

議 事

会計課長 ただいまから警察庁行政事業レビュー公開プロセスを開催いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます、会計課長の重松と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

初めに、官房長の小島から御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

官房長 官房長の小島でございます。冒頭、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、有識者の皆様には大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、牧島行政改革担当大臣におかれましては、御臨席を賜りまして、ありがとうございます。

警察庁では、現在、警察庁職員から成る警察庁会計業務改善委員会及び外部有識者の方々から成る警察庁会計業務検討会議を通じまして行政事業レビューに取り組み、それぞれの事業の効果的・効率的な実施に努めているところでございます。本日は、警察庁が昨年度に実施した事業のうち、客観的かつ公開の方法により検証することが望ましいと考えられた2つの事業につきまして、有識者の先生方に御議論をいただきたいと存じます。忌憚のない御意見と御提言を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

会計課長 続きまして、本日御臨席を賜りました牧島行政改革担当大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。大臣、よろしくお願いをいたします。

牧島行政改革担当大臣 よろしくお願いをいたします。有識者の先生方、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。私からは全体的なお話を少しさせていただきます。

6月1日から行政事業レビューの公開プロセスが各府省庁において開催されております。この公開プロセスは、各府省庁が外部有識者の方々のお知恵をお借りしながら、公開の場で自らの事業の転換、また点検を行うことにより、各事業の効率的・効果的な実施に向けた改善及び見直しを推進するものです。さらに、そうした議論を公開することで、国の行政の透明性を高め、政府の取組について国民の皆様には御理解、御関心を持っていただくことも重要な意義と考えております。また、デジタル技術の急速な進展やコロナ禍に見られるように、行政を取り巻く環境は刻々と変化しており、行政の在り方も見直していかなければならないと考えています。こうした考え方の下、昨年秋のレビューについては、行政の無駄の削減だけではなく、旧来型の組織や社会をどう再構築していくかという、より幅広い観点から踏み込んだ議論をいただきました。さらに、本年1月には、行政改革推進会議の下にワーキンググループを設置し、行政の「無^{びゅう}謬性神話」からの脱却をテーマとして、デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方について議論してまいりました。その提言が、去る5月31日に取りまとめられ、その中で、意思決定過程におけるE B P M的観点の導入につなげる、そうした観点から、行政事業レビ

ューを活用する旨の御提言もいただいております。この点は先般閣議決定された骨太方針にも盛り込まれたところですが、行政改革担当大臣としても、議論を深めて、順次実行に移していきたいと考えています。この場を借りて御紹介、御理解・御協力をお願いをさせていただきます。

今般の公開プロセスについても、国民本位の真に効果的・効率的な実施に向けた議論の場とすべく、御参加いただく外部有識者の方々には、行政の無謬性神話にとらわれることなく、ここが悪かったのではないかと、ここに責任があるのではないかと、何かを責めるのではなく、こうすればよいのではないかと、こんなやり方もあるのではないかと、といった前向きで建設的な御意見、御提案をいただければ幸いです。また、警察庁の皆様にも、御議論をしっかりと受け止め、事業の改善につなげていただきたいと思います。

以上、私からの挨拶とさせていただきます。

会計課長 ありがとうございます。なお、大臣におかれましては、日程の御都合によりまして、途中で御退席予定と伺っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日御審議いただく有識者の方々を御紹介させていただきます。

警察庁選定外部有識者、行政改革推進本部選定外部有識者の順で、五十音順で御紹介させていただきます。

桜田通り総合法律事務所の石川剛先生。

石川委員 どうぞよろしくお願いいたします。

会計課長 東京大学大学院総合文化研究科教授の内山融先生。

内山委員 よろしく願いいたします。

会計課長 ASIMOV ROBOTICS株式会社代表取締役、公認会計士の藤森恵子先生。

藤森委員 よろしく願いいたします。

会計課長 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授の太田康広先生。

太田委員 よろしく願いいたします。

会計課長 Social Policy Lab株式会社代表取締役社長の川澤良子先生。

川澤委員 よろしく願いいたします。

会計課長 千葉商科大学政策情報学部教授の小林航先生。

小林委員 よろしく願いいたします。

会計課長 本日、有識者の取りまとめ役は内山先生をお願いしております。よろしくお願いいたします。

内山委員 よろしく願いいたします。

会計課長 では、審議に入る前に、審議の流れについて説明をさせていただきます。まず初めに、事業の概要等につきまして、担当課から5分程度で説明がございます。次に、私から事業の論点について説明させていただきます。その後、事業について御審議を頂戴したいと思います。審議状況等を踏まえつつ、皆様には事前に送付しておりますコメ

ントシートへの御記入をお願いいたします。その後、皆様の評価を踏まえまして、取りまとめ役の内山様から評価結果及び取りまとめコメントの案を発表していただきます。その案に対しまして有識者の皆様から御意見を頂戴した後、それらを踏まえて内山様から最終的な評価結果及び取りまとめコメントを発表していただきます。以上が審議の流れでございます。皆様には進行に御協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の事業でございます「取調べ録音・録画装置の整備」につきまして、担当課の刑事企画課から説明をお願いいたします。

刑事企画課長 警察庁刑事企画課長の親家でございます。私から、警察庁における取調べの録音・録画装置の整備事業の概要について御説明いたします。

まず、取調べの録音・録画制度の概要について、資料の2ページを御覧ください。この制度は、平成28年に刑事訴訟法が一部改正され、令和元年6月から導入されたものであります。刑事訴訟法において、逮捕または勾留されている被疑者について、裁判員裁判対象事件等に関する弁解の録取または取調べを行う場合は、一定の例外事由に当たる場合を除き、その全過程を録音・録画することが義務づけられております。正当な理由なくその一部でも録音・録画することができなければ、刑事訴訟法上の義務違反となるほか、当該取調べにおいて作成された供述調書の任意性が公判で争われた場合は、その調書が証拠として採用されないこととなり、公判における犯罪の立証に多大な悪影響を及ぼすこととなります。このような録音・録画制度を適切に運用するため、現在、警察におきましては、録音・録画装置として2つの形態の装置を整備し、運用しているところであります。

資料の4ページを御覧ください。1つは設置型でございます。これは、取調室に固定カメラとマイクを設置した上で、執務室に常設している装置本体から各種操作を行うものであります。設置するための準備が不要であることから、現行犯逮捕、緊急逮捕の場合など、急遽逮捕した被疑者を取り調べる場合に不可欠な装置となります。もう一つは可搬型でございます。こちらは持ち運びが可能なものであり、複数の被疑者を同時に取り調べる必要があつて、当該警察施設に整備されている設置型では数が足りないような場合や設置型が故障した際の当面の代替として活用しているほか、そもそも設置型が整備されていない拘置所や鑑別所において取調べを行う場合には不可欠な装置であります。他方で、装置の設置や設定に一定の時間を要することから、現行犯逮捕の場合など、緊急に録音・録画しなければならない場合には不向きという特徴があります。警察におきましては、これら装置のそれぞれの特徴を踏まえつつ、設置型と可搬型の双方をバランスよく整備していく必要があると考えております。

また、資料5ページになりますが、設置型、可搬型を問わず、これらの装置には、取調べの録音・録画制度を適正に運用するために必要な機能として、録音・録画記録を改ざんできないようにするタイムレコード機能、同時記録機能等を備えております。

次に、こうした装置の更新整備について、資料の6ページになりますが、警察では、警察施設に少なくとも設置型、可搬型を1台ずつ整備した上で、犯罪発生状況等を踏まえて必要な台数を追加で整備する、こういう基本的な考え方に沿ってこれまで整備を進めてまいりました。令和元年度までに全国で約4,000台の整備を完了しており、その後は装置の不足を理由とする不実施はゼロ件となっておりますので、こうした実情を踏まえ、引き続き現在の整備総数約4,000台を維持することが、法律で義務づけられた制度を適切に運用していく上で必要になるものと考えております。

また、これらの装置の耐用年数は7年とされておりまして、資料の7ページに記載しているとおり、現に耐用年数を迎えた、または超過した装置につきましては故障するリスクは高くなっておりますので、今後は整備から7年を経過した装置について更新整備を適切に図っていきたいと考えております。

次に、整備事業についてでございますが、資料の8ページになります。警察庁では、録音・録画装置を更新整備しようとする都道府県警察に対し、その調達に要する経費の一部を補助しております。令和3年度における予算の執行状況は、予算が約9,950万円であったところ、執行が約7,320万円となっております。

また、資料の9ページになりますが、調達方法等につきましては、まずは警察庁から都道府県警察に対し、取調べの録音・録画制度を適正に運用するために必要な機能を備え、かつ複数の企業が応札可能となるような標準的な仕様を示しております。都道府県警察においては、その仕様を基礎として一般競争入札、公募公告等を行い、それぞれの都道府県の会計規則等に従い調達を行っているところであります。

今後の更新整備についての考え方ですが、資料の10ページに記載したとおりです。より効果的・効率的に装置の整備を行うため、改ざん防止機能等、制度の運用に必要な基本機能は維持しつつ、より安価に更新整備できるよう努めていくこと。複数の企業による参入を一層促していくことにより、競争性を高め、コスト削減につなげていくこと。現在の整備総数は維持しつつ、特定の年度に更新整備が偏らないよう、負担を平準化していくこと。このようなことを考えております。

説明につきましては以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

会計課長 それでは、続きまして、本事業の論点について説明させていただきます。

本事業は、刑事訴訟法上に定められた取調べの録音・録画義務を果たすために必要不可欠なものであります。そのため、計画的に録音・録画装置を更新整備する必要があり、事業を継続的に実施するに当たっては、装置のコストダウンについて検討する必要があると考えております。そこで、本事業については、1つ目の論点として、装置のコストダウンの可能性はないか、2つ目の論点として、装置の更新計画は適切なものとなっているかと整理させていただきました。

それでは、本事業につきまして、御審議をよろしく願いいたします。

藤森先生、お願いします。

藤森委員 予算の執行状況なのですけれども、令和2年度以降、執行のほうが予算よりも下回っているのですが、これは何か理由があったのでしょうか。

刑事企画課長 予算を計上する段階では、都道府県警察においても予算がつくだろうという見込みでこちらのほうに回答があったところですが、実際にその後、県のほうで様々な事情で、予算が査定されたりして、実際についた、更新できた件数が少なくなっているような場合がありますので、そういった観点で実際のところよりも執行が少なくなっているというところがございます。

藤森委員 それによって更新ができなかったことで故障によるトラブル等があったといった、そういった報告等はありませんでしたでしょうか。

刑事企画課長 具体的にそこまで、その更新ができなかったからということではございませんが、都道府県警察のほうで、更新ができなかったものについては、それぞれ今ある現有の装置を何とか都合して配分を変えるなどして、できるだけ支障が生じないように形で行っているところがございますので、その中でも壊れればまた別のものを措置するというようなことでやってございますので、何とか支障がないようにやっているというのが現状ではないかと思えます。

藤森委員 ありがとうございます。

会計課長 それでは、太田先生、お願いします。

太田委員 御説明ありがとうございます。まず、設置型と可搬型の1台当たりのコストを教えてください。

刑事企画課長 まず、設置型の見積り、警察庁のほうで取っている見積りの単価が、設置型が一式約170万円、可搬型のほうが約70万円でございます。

太田委員 これは通常、録画機能を備えたカメラと記録媒体というものの単価としては非常に高いように思うのですが、特別な仕様で、どうしても刑事訴訟法、こういう機能が必要というところについて、もう少しお聞かせいただけますか。

刑事企画課長 この取調べの録音・録画制度におきましては、公判で供述調書の任意性が争われた場合に、検察官に当該供述調書に係る取調べの録音・録画記録の証拠請求が義務づけられておりますので、この取調べの録音・録画記録については改ざんができないようにすると、こういった機能が必須と考えられるところがございます。そうした観点から、警察庁で示している仕様におきましては、改ざん防止機能として、1つはタイムレコード機能、これは撮影した映像に時刻表示を刻印する機能でございますので、これによって編集を容易に行えないようにするというようなものをつけております。それから、もう一つは同時記録機能といたしまして、ハードディスクとディスクレコーダーへの記録を同時に、かつリアルタイム、ダイレクトに行う機能、こういったものをつけておまして、万々が一にも改ざんというものはしていないのだということはこの機能によって担保しているというところがございます。こうした機能につきましては、刑事裁判で証拠として扱われるという性質上、独自のニーズを満たすような仕様となっておりますので、

こういった技術、必ずしも一般的にニーズが高いわけでもないということもあって、こういった機能をつけた装置の価格についてはちょっと高くなっているという面があると承知してございます。

太田委員 ありがとうございます。これ、タイムレコード機能も、通常のホームビデオの時刻表示みたいなものでは駄目なのですね。その辺についてお聞かせいただけますか。

刑事企画課長 これは主に公判で、取調映像の一部を中抜きしているのではないかと、あるいは一部を切っているのではないかとということへの反論を想定したものでして、そこが、時刻が容易に消したりできるものであれば、そういったことが画像上は反論できないということになりますので、白抜きで、背面が録画できないような、画像が残らないような機能というところまでを求めているところでございます。

太田委員 もう一つのほうの同時記録が必要な理由についてお聞かせください。

刑事企画課長 こちらにつきましては、私ども警察のほうでは、録音・録画した記録媒体というのは基本的に検察に送るということになりますので、その送るものというのはDVDとかブルーレイディスクに記録したものを送ります。それが最終的な成果物でございますので、そこにダイレクトに、今やった取調べの録音・録画した結果というものをそこに直接録音・録画するのだということをつけている機能であります。通常の一般の市販品などは、ハードディスクに一旦落として、それをディスクに複製するという過程を経るのが通常だと思いますが、それでは1つ過程が増えるものですから、より直接、間違いがないというふうなことを担保するために、ディスクに直接録画する。当然、そのときには併せてハードディスクにも録画しているということで、同時記録機能というものをつけてございます。

太田委員 そこが一番引っかかる点でありまして、データですよ、取調べの記録というのは。そのデータが必ず直接ブルーレイディスクに保存されないといけない、そして提出もブルーレイという物でしないといけないというところが一番引っかかっています。官庁も、今大臣いらっしゃいますが、デジタルトランスフォーメーションというか、デジタル化を推進していくというところなんです。ここでブルーレイディスクでなければならぬというのは、これは何か刑事訴訟法上の要請で、必ず物で納入しないといけないというルールになっているのでしょうか。

刑事企画課長 今まさに刑事手続のIT化ということで議論が進められているところでございますが、現時点では、まだデータでいろんな書類等を提出するという仕組みにはなってございません。

太田委員 これは例えばデータで提出できる、ハードディスクでもそのまま出せる、もしくはインターネットで送れるということになれば、相当程度、録画する機能のほうはコストが下げられるように思うのです。タイムスタンプをつけるという機能は必要かもしれませんが、同時記録というところでコストがかかっているようでして、ここを下げられるということであれば、電子的に送ったほうが安くなるのではないのかという点につ

いては検討していただいて、何か法的な理由でどうしてもこれブルーレイでなければならないということがあれば、また別途検討が必要かと思えますけど、いかがでしょう。

刑事企画課長 その点につきましては、今後ちょっといろいろ検討していかなければいけない点だと思っていますが、データで送るとなると、取りあえずそれを置いておくサーバーを整備したり、あるいは各警察署と本部、あるいは検察庁とつなぐ回線、これも一般回線で送れる内容かどうかということで、刑事手続で使うものについては、かなりプライバシー性の高いものもありますので、そのあたりは専用回線などを含めて検討しなければいけないだろうと。かつ、映像ということになりますと、かなり太い回線が必要となってきて、そういったサーバーとか回線を整備して、さらにそれを維持管理していくとなると、かなりの高額な費用が毎年発生するのではないかと考えております。この点も、今後いろんな様々な整備がされる中で、そこにこれが載っかっていけるのであれば、検討していく話になるのかなと考えてございます。

太田委員 ただ、もう今、高画質のネットストリーミングで映画がインターネットで流れる時代でありまして、回線がというのは、さほどコストかからない。あと、暗号化してしまえばいいわけですね、専用回線でなくても。例えばこれ年間7,300万円の予算で更新していつているという設備であれば、かなりコストダウンする余地はあるのではないかと思いますけども、既に検討済みでいらっしゃるでしょうか。

刑事指導室長 すみません、少し補足させていただきます。少なくとも現在のシステムというか、現在の制度では、物としての証拠品を事件ごとに検察庁に送付すると、そういう仕組みになってございまして、そういった観点で、まずは媒体を送るところで、現状はディスクメディアとハードディスクは単価を比べると当然ディスクのほうが大分安価でございますので、ディスクを送っているというのが現状でございます。

太田委員 刑事訴訟法上の要請として、有体物でなければならないということですか、証拠は。とすると、これのコストを下げるためには法改正が必要であると、そういう理解でよろしいですか。

刑事指導室長 現状ではそのとおりかと。

太田委員 なるほど。法改正をする場合に何か障害になるものがありますか。証拠の場合は、これ情報なので、必ずしも有体物で提出せよという法律のほうに不合理があるように思うのですが、何かそれを改正するに当たって障害はありますか。

刑事指導室長 障害と申しますか、まさにそこが今回の、今、刑事手続のIT化という文脈の中で議論している、いろいろなパッケージの中で議論しているうちの一つの項目だと考えておりますので、我々としてはあくまで執行側でございますので、制度的にそういうふうな形になれば、そのとおりやっていくという形でやってまいりたいと。

太田委員 ありがとうございます。私からは以上です。

会計課長 川澤先生、お願いします。

川澤委員 すみません、石川先生、お先に失礼いたします。

今の太田先生の議論について、私も気になっておりまして、同時記録機能のところ、今いわゆるいろいろな法人向けのクラウドカメラというのも発売されていると思います。それですと、先ほどおっしゃっていた大量のデータについての高額な措置というのも必要なくなるのではないかと思いますし、ある意味、セキュリティーについても、紛失リスクですとか、いろんなリスク低減にもつながるんだと思います。そのあたりの、まさにデジタル、ガバメントクラウドで検討も進んでいますので、新しい政府全体としての取組に、こういった事業についても事業の見直しを図っていくべきではないかと思うのです。そのあたり、いかがでしょうか。

刑事企画課長 そのあたりも刑事手続のIT化の議論の中ではかなり議論がなされておりまして、セキュリティーということについては、関係機関も全て、かなりこれは気を遣っておりまして、ガバメントクラウドに本当に置けるのかといったふうなところを議論されています。ですから、この取調べの録音・録画の記録につきましても、まさにこれ、機微にわたる中身になりますので、そういった、これだけというよりは、刑事手続のIT化の中、全体の中で議論を進めていくべき話であろうと思っております。

川澤委員 分かりました。ありがとうございます。

会計課長 では、石川先生、お願いします。

石川委員 石川でございます。御説明ありがとうございます。

デジタル化の議論は今、弁護士会としても非常に最前線で警察庁と話しているところですので、別途問題がたくさん出てくると思っておりますが、まず、この録音・録画媒体についての位置づけについて、この調達に関する対応については、私これ、すごくよくできていると感じています。この方針でいいかなと思っておりますけれども、この位置づけが、今、争われた場合に証拠提出をする必要があるというような警察側の視点、捜査側の視点で書かれているのですが、この録音・録画媒体というのは非常に弁護士、弁護側としても重要なものでございまして、当然、裁判員裁判等の事件の場合、公判で出てきた調書の信用性や任意性について弁護人は全てチェックして、それを証拠とすることに同意するか否かを決めていくわけなのですが、この録音・録画媒体、弁護人は全て、特に否認事件については、否認事件というのは公訴事実を争っている事件なのですけれども、全て閲覧をして、チェックをしてからその意見を決めているということで、弁護士にとっては非常に重要な証拠の一つという位置づけになっております。ですので、単に公判で争われたときだけ使う証拠ではないということはまず皆さんに御理解いただきたい。弁護側にとっても、弁護士の権利、被告人の権利を守るためにもとても重要な機能を持っていると。だからこそ、タイムスタンプその他の措置が必要になってくるのだと、こんなような理解をしております。

その意味で、必要ときに録音・録画がきちんと実施できることが重要ということで、耐用年数を経たものについて、新たに買って交換していくということ、これは必要であることは言うまでもないと思うのですけれども、恐らく、いざというときに2台とも壊

れるということもあり得るのだらうと思うので、そうならないように、やはり日頃からの整備とか作動状況の確認というようなものはきちんとされておくべきかなと思っているのです。なので、そのあたり、日常、まずきちんとしておられるのかというところを確認させていただきたいのと、あとは、万一2台とも動かなかったというときに、近隣の警察がすぐに可搬型を持ってこられるような体制になっているのか。融通、例えば大量の被疑者を逮捕してきたときに、可搬型何台もないと回らないような場合というのがあり得るのか。近くに警察署があれば分散して購入すればいいのだらうと思うのですが、そのあたり、近隣の警察署との間で融通等はできているのかというところを質問させていただければと思います。

刑事企画課長 日常的にきちんとケアしているのかということでございますが、まさに、この装置を動かすというのは、被疑者逮捕した事件の本番のときではありませんで、おっしゃるとおり、本番でミスなく装置稼働させるためには、それなりの訓練をして、装置の使い方に習熟しておく必要があります。この取調べというのは通常執務時間内に行うとは限りませんで、対象事件の被疑者が逮捕された場合は、夜間であろうと休日であろうと、当直体制においても行わなければならないものでございます。従いまして、警察におきましては、当直勤務に就く捜査員も含めまして、広くこの装置の使用方法を習熟させるために、日常的に、人もどんどん替わっていきますので、装置の取扱いに係る訓練なども各所属で実施しているところでございます。なので、実際に動いた回数以上にこの機械というものは稼働しているような状況にあるのだらうと思っています。

それから、たくさんの被疑者がいたときに、別の施設からの可搬型の手配が間に合っているのかというようなことでございますが、これは可能性を求めていきますと本当に何台も必要になってくるところでございまして、一定のところでは何とかするしかないというところではあるのですが、今のところ、幸い4,000台程度全国で整備した後は、そういったような、装置がない、それでできなかったというふうな報告は上がってきていないところでございます。恐らく、そういったこともあり得るということで、都道府県警察においては可搬型を運用するような方策あるいはシミュレーションをしていると思いますし、そういったことについては本部が主導で迅速に調整を図るということで対応しているのだらうと考えております。

以上でございます。

石川委員 ありがとうございます。恐らく現状、裁判員裁判の事件はそんなに頻繁に起こるわけではないのだらうと想定しておりますので、警察段階では裁判員裁判事件のみが多分対象事件、あとは一部、精神障害者の事件等は録画の対象になるのかと思いますけれども、これから劇的に裁判員裁判の対象事件が増えるかということ、必ずしもそうではないのだらうと思うのですが、恐らく、弁護士会は今、この対象事件をもっと拡大してほしいと、こういうことを要請しておりまして、これが拡大されていった場合に、今言ったような場面というのは起こり得るかなと思っていますので、日頃からうまく融通をつ

けられるような体制というのはつくっておいていただきたい。要は、警察署ごとに持つていけばいいというのではなくて、近隣でうまく融通できるようにやっていただきたいなど思っております。

それから、先ほど来、太田先生、川澤先生からIT化に絡む議論が出ておりました。恐らく民間の目から見ると、今の刑事証拠の開示については非常に後れているという物の見方になるかと思えます。これは、アメリカその他海外の証拠の取扱い等に比べてどうかという物の見方をする方からもそれは言われているところなのですけれども、まさに今それを法務省と弁護士会が検討会を立ち上げてやりましたし、今度、法制審でもそれを議論することになっていると思えます。恐らくそうなりますと、証拠の開示も、データをブルーレイ以外の形でも開示できるようにするというようになってくるかと思えます。これはこの場でお願いすることではないのですが、太田先生や川澤先生がおっしゃったようなことというのは当然の要求として入ってくるのだということ、私もむしろこの場では、法曹としては一般の方からの御意見をよく身にしみて感じなければいけない立場なので、こういう言い方をさせていただきますが、警察も私も弁護士もその視点は十分に持ちながら、最新の技術を安価に使えるような形にさせてほしいと、そのような方向で技術の発展に対応できるようにしていただきたいと思っています。特に今、この公判前整理事件というのは、要は争われている事件について公判前で整理するという手続が行われているのですが、これが非常に長期化しているという報告が裁判所からなされておまして、その一つとして、証拠開示の時間がどの程度かかっているかというも論点として出てきていました。このブルーレイでの開示、焼き付けて出すということについても時間がかかったりということもありますので、恐らくデータをまた別な媒体、もっと短時間で開示できる方法に直そうということも恐らくIT化の議論の中で出てきているところだと思いますので、そういう新しい議論に対応して各警察が取扱いができるように、最新の技術に対応できる訓練を常にしていればなど。また、調達仕様もなるべく複雑にならないように、最新技術を簡易に入れて早くできるように、早く安くできるように準備していただければなど、こんなふうに思っております。

以上でございます。

会計課長 それでは、小林先生、お願いいたします。

小林委員 小林です。御説明いろいろありがとうございました。

私のほうで1つお伺いしたいのが、今回、ロジックモデルをつくっていただいて、ありがとうございました。非常に分かりやすくまとまって、よくできているのではないかなと思えますが、右上のアクティビティーのところ補助金の説明が簡単にしてあって、調達に要する経費の一部を補助（標準的な所要額の10分の5）ということで、これは要するに、かかった経費の50%を補助するのではなくて、標準的な所要額というのを警察庁のほうで恐らく定めて、そのうちの50%を補助するということなので、いわゆるかか

った分の50%という定率補助金ではなくて、定額で、調達側というか、自治体側、都道府県警察側には動かさない金額が補助されるということになると思うので、そうすると、基本的にはコスト削減のインセンティブというのは自治体側に、標準的な額を超えてかかる金額というのが全部自己負担、地方負担になるわけですから、そう意味でコスト削減のインセンティブというのは自治体側にきちんと働くはずだと思うのですが、そのときに、その標準的な所要額というのをどういうふうに定めているのかなというのを1つお伺いしたいのですが、これは例えば実際にかかった経費の平均的なところ、まず標準的な仕様があると思うので、それにかかるであろう経費というのを設定するのだと思うのですが、それを実際にかかった額の平均的なところで捉えるのか、それとも、ある程度コスト削減が進んだ自治体、といっても、入札の側がそんなに数がないので、そんなにバリエーションはないと思うのですが、それでも自治体によって多少違う可能性があって、そのときに、より低いコストで調達できているところの金額を設定するのか、その辺どのようにされているのか教えてください。

刑事企画課長 お尋ねのあった点につきましては、基本的には警察庁が示している仕様に基づいて業者から見積りを取った額を基礎としておりますが、実際には、大体、実際に都道府県警察が調達した額のほうが高くなっておりますので、それが仮に安ければそちらを基本とするということになるのですけれども、実際の額と見積りで出してもらった額との安いほうを取っているというのが現状でございます。

小林委員 なるほど。分かりました。そうすると、国費の削減という意味ではいいかもしれないですけど、自治体側の超過負担みたいな話も出てくる可能性あるかと思いますが、そこら辺は取りあえずはいいとして、では、あと定額で、自治体側の裁量である程度コントロールするというときに、先ほどから出ている、耐用年数を超えてしまって少し古くなっているのだけれども、何とかやりくりするというような対応が自治体側から起きるわけですが、そのときに、この耐用年数7年というのがどれだけ適正な耐用年数と言えるのかというところで、これがそもそもどういうふうに決まったのか。この間、部品の話なども出ましたけれども、部品の保管というのは、そもそも耐用年数が7年と決まったから7年間保管しようという順序で決まってくるものなのではないかなという気もしているのですが、その辺の耐用年数が適正かどうかという見極めのような分析、こういうのも必要ではないかなという気がしているのですが、耐用年数をどのように決めていらっしゃるのか教えてください。

刑事企画課長 耐用年数につきましては、ちょっと古いあれなのですが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令、これは大蔵省令なのですが、これではカメラや映写機等の耐用年数が5年と定められておまして、こういったことを踏まえて、それより少し長めの7年という設定をしているところでございます。実際に7年を超えた装置につきましては、先ほど説明申し上げたとおり、故障することも多くなっているようですので、この7年という設定はそれほど不合理なものではないとは考えております。おっしゃる

ように、部品の供給年限、これも耐用年数に合わせて設定しているところがございますが、こちらのほうはそういった設定でございます。

小林委員 なるほど。ありがとうございます。自治体側が判断するときの材料として、どれぐらいの使用頻度で、そしてどれぐらいの経過年数でもって、どれぐらいの故障率になるのかみたいなデータというのがあると自治体側としても参考になるのかなと思うので、その辺整備していただけないかなと。それこそ耐用年数を超えてこれから更新が始まるというところで、超えて使っているケースなどが実際にあるので、自治体側としては、それで大丈夫なのかなという不安を持ちながらやっているところもあるかもしれませんので、そういったデータの整備みたいなものを、別に耐用年数を超えて使うことを促すという意味ではないのですが、自治体の判断材料として提供していただくのがいいのではないかなと思いますが、その点いかがですか。

刑事企画課長 ただ、耐用年数を超えてしまって使った場合に、故障すれば、これは録音・録画が実施できなくなってしまうという所属も出てきてしまいますので、ちょっとそういう綱渡りで運用していくというのは危険かなと考えております。

小林委員 そうですね。いや、それはそうなのですけど、ただ、故障の事例というのが、それなりに使ったもので7年経過したものである可能性がある一方で、そうだとすると、使っていないもので7年経過しても、まだしばらくはもつ可能性が高いという判断ができるのではないかなと思うのですが、その点はどうでしょうか。それはやっぱり危ない橋ということになりますか。

刑事企画課長 そうですね。使用頻度ということではいいですと、裁判員裁判対象事件等の制度対象事件等について実施しているというのが表に出てくる数字ではあるのですが、先ほど申し上げましたとおり、日常的にこれは装置立ち上げて、いろいろな訓練で使ったりしておりますので、一概に、この装置については実際に使った回数が少ないから全然動いていないのかということ、そうでもない部分もあります。それから、装置の特性上、やはりこういったパソコン系といいますか、こういった精密機械につきましても、いつ、どういうふうな不具合が起こるかというのはちょっと予測がつかない部分もありますので、我々としては、まさに綱渡りでやるというのは、法律上の義務がかかっている制度を運用していく上では、ちょっと取り得ないかなという考えを持っているところがございます。

小林委員 分かりました。結構です。以上です。

会計課長 先生方におかれましては、そろそろコメントシートへの御記入を始めていただきますようお願い申し上げます。

それでは、藤森先生、お願いします。

藤森委員 少し議論が前に戻ってしまうのですが、記録媒体の件で、勉強会の際に私も、クラウドへの記録はどうなのかという話をお伺いしたところ、予算的にそのほうがかかってしまうというような調査結果があると伺った記憶があります。これは間違いのないで

しょうか。

刑事企画課長 調査結果があるということではなくて、一般的に、いろいろ我々も刑事手続のIT化の議論の中で、いろんな試算と申しますか、これ、クラウドはどれぐらいかかるのだろう、回線はどれぐらいかかるのだろう、システムはどれぐらいかかるのだろうみたいなことをいろいろ耳にするわけでありますが、桁違いの額がかかるというのがやっぱりこの世界と申しますか、こういった仕組みでは何か出てくるようでありますので、そう簡単に、これを導入すればすごく安くなるということではないのかなということでも申し上げたところでございます。

藤森委員 なるほど。分かりました。ありがとうございます。であれば、多分、今調達されているときは、こういう規格でという仕様が、現状の仕様の形でできるだけ安いところからの調達という形になっているかと思うのですけれども、今後として、やはり皆さんおっしゃられたように、ITの進化の速度というのも速いですので、そういった規格から募集するような形でなさってみてはいかがかなと考えました。

あとは、たしか前回の議論で、ここはちょっと記憶が定かではないのですが、回線のセキュリティーのところはかなりコストがかかるというようなこともおっしゃられていたかと思うのですけれども、他の警察署間のそういったデータのやり取り等も今後発生する、その中でいろんな回線が引かれているという議論もあったかと思うので、共同で回線を引くことで何とかコストが下げられないかとか、そういう仕様の面から見直してコストが下げられないかなと考えておりますので、今後の検討の一つとしていただければと思います。

もう一つ、すみません、続けて申し訳ないです。小林先生がおっしゃられていたところで、利用頻度について、民間ですと、何かしら機材を使うときには、やはり届出のようなものを出す場合が結構あります。ですので、単純に実際に使った場合ではなくても、訓練で使った場合もそういった記録を、紙ベースで取っていると結構大変かもしれないのですが、今ですと簡単にカウントできるようなものもありますので、そういったもので使用頻度、使用時間、そういったものをカウントしていきますと、7年という耐用年数を、年数ではなくて、使用量で考えていくというのも1つ手ではないかなと考えましたので、こちらも今後そういったことも御検討いただければと思います。こちらは意見になりますので、よろしく願いいたします。

会計課長 それでは、川澤先生、お願いいたします。

川澤委員 議論がちょっと変わるのですが、10ページに、より安価に更新整備するための取組で、一般競争入札で複数業者の参入というお話がございました。レビューシートも拝見しますと、一者応札の調達案件も何件かあると理解しております。その際に、政府全体で見ますと、例えば法務省ですとか、厚生労働省の厚生局ですとか、同じように取調装置を調達している部局というのは存在すると思うのですが、そこでの入札参加者ですとか調達の結果についての情報共有や共同での調達というような検討というのはさ

れていらっしやったりするのでしょうか。

刑事企画課長 他機関と警察とは、最終的な成果物をどういうふうに出すのかという違いとかもありまして、先ほど申し上げましたとおり、我々はディスクを今出しているような状況であったりするものですから、システムの構成自体が全く違うものですから、あまり他機関のものの値段といいますか、額というのは参考にしにくいかなと思っております。

川澤委員 システムの構成が違うというのは、すみません、もうちょっと具体的に教えていただくと、どういう違いがあるのでしょうか。

刑事企画課長 例えば私どもはディスクに焼くわけでございますけれども、例えば検察庁などは別に、提出を受ける側といいますか、自分たちの中で完結しているわけですから、ディスクを作る必要はなくて、必要があれば焼いて裁判に出せばいいという立場ですので、そのあたりで記録する媒体というものが若干違うというところがございます。

川澤委員 同時記録をするかどうかですとか、そのあたりの仕様の違いというのはあるかと思うのですが、そうすると、納入業者ですとか、全く違う会社だという理解でよろしいのでしょうか。ちょっとウェブページを見ますと、同じ会社も一部見ましたので、恐らくこういった取調装置をマーケットとする企業というのはそれほど多くないと考えますと、同一の会社で参加されていらっしやることも多いのではないかと思います。そのときに、先ほどおっしゃったように、一般的なニーズがないのであれば、恐らく政府の中で類似の調達に関心を持たれるような企業の実勢価格ですとか、そういったところをきちんと分析する必要があるのではないかと思いますので、ぜひそのあたりは積極的に情報収集ですとか、共同での調達、より安価に調達できる仕組みの検討というのは前向きに検討いただければと思います。

以上です。

会計課長 それでは、太田先生、お願いいたします。

太田委員 ありがとうございます。これ、別のやり方をしたほうが非常に高くつくという見積りがあったという話について、もう少しお聞かせいただけますか。桁が違うという感じですか。

刑事企画課長 見積りがあったということではなくて、刑事手続のIT化の中でいろいろ、サーバーをどうするだとか、回線をどうするとか、これは別に録音・録画の、撮った映像の話ではなくて、その他様々な、捜査関係書類あるいは写真データとか、そういったものをどういうふうに扱うのかということを経験する中で、いろいろ我々も業者とやり取りをしたりして、大体どれぐらいかかるのだろうかということをお話したりしていると。そういう中で、やはり、正式に見積りを取ってどうのこうのということではないのですが、かなりこれは高額な費用がかかるのだなというところを実感しているというところを御説明させていただいたところがございます。

太田委員 なるほど。それは業者は誰に聞くかということが非常に重要でありまして、現

在そのビジネスから利益を得ている業者に聞けば、その利権を失わないために、別の方法を高めに答えるというインセンティブが当然あるわけで、それはその業者の方が悪いというわけではなくて、そういうものだということです。ほかの、もっと提案してくれる、別のベンダーというか、全然今行政と関わっていないようなベンダーであれば、それはこう工夫すればこんなに安くできますよという提案をしてくる可能性はあります。今ある仕組みを変えたくないという、慣性というのは非常に強いものですから、ほかの方法を高く見積もるというバイアスがかかるのではないかなど、そんな印象を持ったので伺いました。それほどかからないだろうというふうに素朴には思います。特に根拠あるわけではないですが。ネットワークのストリーミングサービス、これだけ普及していて、それが各家庭で1,000円とかでできる時代に、これ、7,300万円ですよ、年間。7年の累積としては相当な額で、それに代わるシステムをつくるのがそんなにお金がかかるというのはちょっとにわかには信じ難いので、ちょっと情報を取るときバイアスにも御注意いただければと思います。現状維持が非常に強く利くと思います。特に業者に聞いたときですね。

以上、コメントでした。

会計課長 それでは、内山先生、よろしく願いいたします。

内山委員 先ほど川澤委員がお話しされた内容とちょっとかぶるのですが、レビューシートなどを見ますと、特定の会社が納入しているケースが多いようです。まず、入札の実態、つまり応札者数などについて情報を教えていただけますか。

刑事企画課長 令和3年度中に警察庁から都道府県警察に対する補助金交付額が多い10件、これはレビューシートの4ページに記載している部分でございますが、この入札結果を確認しますと、これらの都道府県警察が実施した12回の入札等のうち、ソニックガードという会社が一者応札で落札した回数というのは7回となっております。こういう入札結果になっている理由等について都道府県警察から聞き取りを行いましたところ、都道府県警察では、現場の捜査活動等における使い勝手のよさを向上させたいという観点から、入札等を行う際の仕様について、警察庁から示している標準的な仕様を基礎にしつつ、例えば装置の重量といった項目で仕様を追加している例があるということでございました。このように県警察において細かな点の仕様の追加を行っているということで、令和3年度の調達につきましては一者応札が多くなっている可能性が考えられるところでございますが、ただ、この警察庁の標準仕様や都道府県警察が追加で示している仕様については技術的には必ずしも高度なものではありませんので、今後、複数者から応札を期待しているというところでございます。

内山委員 ありがとうございます。一者応札が多いというのは気になりますので、今おっしゃっていただいたとおり、複数からの応札をエンカレッジするという方向でぜひやっていただきたいのと、それと同時に、先ほどから議論になっていきますけど、この機械、それほど技術的に高度なものとは思われない。もちろん改ざん防止機能が必要だという

のはありますけれども、そうした機能も現在の技術水準でそれほど高額とは思われないので、現行の調達価格が据置き型で一体170万円ということなのですが、そういった価格が適切かというのは、技術的な観点も含めて、貴庁のほうでも検討、よく検証していただくということが必要かと思えます。その点をお願いいたします。

会計課長

それでは、石川先生、どうぞよろしく申し上げます。

石川委員 すみません。先ほどちょっと聞き漏らしてしまったのですが、可搬型と設置型の違いについて、値段の差というのはさっきお聞きしたと思うのですが、具体的に挙げられている理由の中で、準備に一定の時間を要するというのが可搬型のデメリットと書かれていて、これが一番大きな違いという理解でまずいいのでしょうか。

刑事企画課長 そのとおりです。例えば、可搬型というのは、カメラを三脚で設置するようなものであったり、あるいは壁に引っかけたり、くっつけたりするようなものでありますので、使用する都度、カメラの角度だとか、あとは音声のマイクの調子とか、そのあたりを調整して、ちゃんと録音・録画されているかという確認をしなければ、実際にやってみて録音・録画されていないといったことにもなりかねませんので、そのあたりは丁寧に準備しているところでありまして、その準備にやはり20分から30分かかるといのが現場のほうの意見でございます。

石川委員 その差が、先ほど100万円ぐらい違うとおっしゃいましたっけ、1台当たり。

刑事企画課長 そうですね。設置型が170万で、可搬型が70万というふうに今。

石川委員 70万、そういうことですね。

刑事企画課長 はい。

石川委員 恐らくこういうものの場合、物の開発をしていく場合、可搬型が多分この後すごく便利になっていって、高性能になるのではないかなと思うので、恐らく今後、対象事件の拡大等も含めて、数をもっと増やさなければいけない場面も出てくると思います。なので、可搬型をすごくもっと高性能にしていくような開発というか、仕様の設定というか、そういうものも御検討いただければと思いますが、そういうのは可能でしょうか。

刑事企画課長 可搬型につきましては、設置型と違いまして、本体部分というのを取調室内に置くこととなります。小型化が進んだとはいえ、それほど広くない取調室の中に置きますと、やっぱりちょっと邪魔になるという場合もありますし、被疑者が暴れたりする場合は、被疑者が装置にぶつかって負傷したり、あるいは逆にこの装置が破損してしまったりということも考えられるところでありまして、こうしたことから考えますと、可搬型にぐっと極端にシフトしていくということもちょっと実務上支障が生じるおそれがあるのではないかなと考えております。やはり設置型と可搬型、それぞれ強みがありますので、そのあたりは県の実情に応じてバランスよく整備していくことが必要なのではないかと考えているところでございます。

石川委員 分かりました。恐らく被疑者に対する威圧感というのも出てくるでしょうし、

取調べしにくいとか、いろいろな事情もあるのだろうとは思いますが、恐らく可搬型であれば、もっと小型化したり、いろいろな工夫ができるだろうと思いますので、ぜひそのあたりは御検討ください。

会計課長

それでは、太田先生、お願いします。

太田委員 先ほどの調達なのですが、各都道府県ごとに調達している理由は何ですか。

刑事企画課長 これ、基本的には都道府県の県費で買うと。補助金は出しますが、都道府県のほうで県費で買うというものでございますので、主体は都道府県となります。

太田委員 これ、公共調達関係のお仕事をお手伝いさせていただいて一番気になるのは、各部署ばらばらに調達することによって、応札者数も少なくなり、また1個当たりのロットというか、金額が小さくなるので、調達価格が高止まりするという傾向ですね。これ、防衛装備品なども、同じ護衛艦でも、番艦によって全部仕様が違うというような、クルーの統一もできないし、それぞれコストが高くなると。今、最近は統一するようになったのですが、あるいは、電力の会社も各社で同じ機能を果たすものが微妙に仕様が違うというようなことがあって、各部署が独自仕様を要求するために、それに対応できる業者だけが残って、その業者が割高で売ると。当然、コストに織り込まれるわけですね。これ、警察の調書の録画というものについては、それほど各都道府県ごとに特色があって、こういう仕様でなければならないということはないと思うのですよ。全て同じであって構わないし、また、法律ということを見ると、全部一緒であったほうがいいと言えるかもしれません。ということで、これ中央でまとめて一定期間調達することによって、コストダウンする余地もあるのではないですか。各都道府県でやっているがゆえに高止まりする、また仕様も微妙に変えるからコストが上がるということはないでしょうか。

刑事企画課長 その点は、調達の主体がこれはあくまで都道府県になりますので、国でそれをやるということについてはちょっと難しいのかなというところがあります。ただ、こういったものについて、都道府県の間で共同調達するということは別に法令上何か問題があるとかということでもありませんので、これは長期的な視点で可能な範囲で、こういうことができるのかというようなことは今後検討していきたいと考えております。

太田委員 ただ、今年1年間で耐用年数が来て替えないといけないのは幾つあるかというのは簡単に調べられますよね。耐用年数が到来する、幾つ設置型が必要、幾つ可搬型が必要ということが分かって、全体で調達するというのはそれほど難しいことではなくて、調達する主体が各都道府県であったとしても、まとめてやればいいのではないのでしょうか。そうでもないですか。

刑事企画課長 そこはやはり、国と県とで調達主体が違ってきますと、なかなか難しいとは聞いております。

太田委員 なぜ難しいのでしょうか。同じものを買うときに、まとめて買ったほうが安くなるかもしれないからまとめて買いましょうという話ができないというのはちょっと、理解するのが難しいのですが。

刑事指導室長 すみません。今の点につきましては、まさに都道府県が支払いをする金額、お金ということになると、まさに財源というか、まさに都道府県の支出と国の支出というところで制度上違いますし、都道府県ごとにもそれぞれの、何というか、別の団体というか、地方公共団体でございますので、その会計手続の中でこういった形で共同調達がそれぞれの会計手続としてできるかというところを検討していかなければいけないというところがございます。

太田委員 これは公共調達に限らず、一般論なのですけれども、お金を出すところが違うと、そこが口を出すと、独自仕様を出す、全部ちょっとずつ違うので調達価格が全体として上がってしまうというのは非常に大きい問題で、これは民間でもそうなのですけれども、みんなすり合わせというか、カスタマイズを要求するので効率が悪くなる、値段が上がってしまっているというのは、公共調達に限らず、ある問題かと思います。財布が違って、全く同じ機能のものはずなので、そもそも独自仕様にする必要はないですし、まとめて調達したほうが安く上がるというのは、ごくごく普通に考えられることだと思います。

刑事企画課長 あまり前例も聞いたこともありませんので、我々としても御指摘踏まえて、よくそのあたりは研究してみたいと思いますので。

太田委員 ありがとうございます。

会計課長 そのほか、御質問、御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、コメントシートの取りまとめをいたしますので、一旦中断させていただきたいと思っております。

(一時中断)

内山先生、御準備ができましたら、評価結果及び取りまとめコメントの案について御説明をお願いできたらと存じます。よろしく願いいたします。

内山委員 では、大丈夫ですので、始めてよろしいでしょうか。

会計課長 はい。よろしく願いいたします。

内山委員 それでは、発表いたします。皆様が投票した結果は、「事業全体の抜本的な改善」がお二方、「事業内容の一部改善」が4名でした。

それぞれの主なコメントを御紹介いたしますと、事業全体の抜本的な改善という点では、一者応札の改善等に向けて、各都道府県で追加の仕様を加えずに調達する等の見直しも必要ではないか。

それで、事業内容の一部改善につきましては、次のような御意見です。デジタル化、クラウド化の可能性については引き続き検討を進めてほしい。使用量（練習を含む）と故障率との関係について分析を行うべきである。警察署によって利用頻度に差があるも

のと思われ、耐用年数だけではなく、累積使用時間等を参考に、更新タイミングの適正化を図っていただきたい。今後は可搬型の購入を増やし、また最新技術を生かし小型化する等の仕様の工夫に努力してほしいというものでした。

したがって、この事業の評価結果の案は、最多得票となりました「一部改善」といたしたいと思います。また、この取りまとめコメント案といたしましては、先ほど御紹介したうち、一部改善に係るコメントとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

会計課長 それでは、ただいまの評価結果及び取りまとめのコメントの案に対しまして、御意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

内山委員 それでは、御異論のある方。

会計課長 太田先生、お願いいたします。

太田委員 いえいえ。今、賛同の拍手です。

会計課長 そうですか。すみません。ありがとうございます。

内山委員 御賛同いただいたものと、皆様から御異論なかったものと思います。先ほどの結論とさせていただきたいと思います。

会計課長 ありがとうございます。今後は、この評価結果といただいたコメントを踏まえまして、事業の一部見直しを進めてまいりたいと考えております。

それでは、本事業についての御審議は以上にて終了いたしたいと存じます。ありがとうございました。

休憩の予定としていたのですが、時間が押しておりますので、恐れ入りますが、休憩なしでこのまま続行させていただきたいと存じます。入替えをいたしますので、少々そのままお待ちください。

(説明者入替え)

会計課長 それでは、続きまして、2つ目の事業でございます「特殊詐欺対策の推進」について審議を始めたいと存じます。まず、担当課の生活安全企画課及び暴力団対策課から説明をお願いいたします。

暴力団対策課長 暴力団対策課長の安枝でございます。初めに、特殊詐欺の現状と警察の取組について御説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。特殊詐欺は、被害者に電話をかけるなどして、対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込その他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称です。特殊詐欺の認知状況ですが、令和3年中、1万4,498件、被害総額は約282億円で、前年に比べ被害総額は減少しているものの、認知件数が増加に転じております。被害者の約9割は65歳以上の高齢者で、その約9割が犯人からの電話を受けたことが発端で被害に遭っており、依然として高齢者を中心に被害が高い水準で発生しており、深刻な情勢にあります。

資料の3ページを御覧ください。こうした深刻な情勢を受け、令和元年6月の犯罪対策閣僚会議で決定されたオレオレ詐欺等対策プランに基づき、警察は被害防止対策、犯

行ツール対策を行っております。今回の対象事業である押収名簿を活用した注意喚起は、被害防止対策の一つとなります。被害者の約9割が65歳以上の高齢者で、その約9割が犯人からの電話を受けたことが発端で被害に遭っている現状から、犯人グループが詐欺の電話をかける可能性が高い名簿登載者に対して注意喚起を行うことは、非常に当を得た取組と考えております。

生活安全企画課長 生活安全企画課長の鈴木が続けて御説明いたします。

スライドの4ページを御覧ください。スライドの上部にありますように、押収名簿を活用した注意喚起の政策は、特殊詐欺の捜査の過程で入手した名簿の登載者に対しまして、警察官による戸別訪問を行ったり、警察が民間委託したコールセンターからの電話連絡等を行ったりして、注意喚起や具体的な予防対策等の周知を図る取組となっております。今回の行政事業レビューでは、この中で、警察庁として予算要求を行い、最初の要求から10年となりますリスト作成事業とコールセンター補助事業の2つの事業につきまして御説明差し上げたいと思います。

スライドの5ページを御覧ください。これらの事業を始めた背景といたしましては、当時、高齢者の被害が多いオレオレ詐欺が急増いたしまして、大きな社会問題となっておりましたこと、また、当時、犯人グループが特定の名簿に登載されている被害者に架電しているという実態があったことがございます。そこで、平成24年からこの事業を開始することといたしまして、被害に遭う可能性が高い、名簿に登載された方々に個別かつ直接的に注意喚起することとしたものであります。

スライドの6ページを御覧ください。それでは、まずリスト作成事業の概要について御説明いたします。特殊詐欺の捜査の過程では、都道府県警察が犯行グループから名簿を押収する機会がございます。この名簿には、その都道府県に居住する人だけでなく、他県に居住する人が登載されていることが少なくありません。そこで、警察庁では、全国から押収された名簿を集約いたしまして、これを警察庁で契約した民間のデータ受託業者に貸与し、データ化をさせます。そして、事業者からデータの納品を受け、都道府県警察に還元するというものであります。このデータは、各県でコールセンター事業や警察による戸別訪問、レターの送付等に活用され、管内で居住する方の被害防止に役立てられます。

スライド7ページを御覧ください。次に、コールセンター事業の補助事業の概要について御説明いたします。この事業は、都道府県警察が契約した民間の事業者がコールセンターを開業させ、個人や金融機関、コンビニエンスストア等に注意喚起、警戒依頼の電話をさせるという取組に国として補助金を交付するというものであります。補助率は50%となっております。各都道府県で地域の犯罪情勢を踏まえ、それぞれが各種創意工夫して実施しているものであります。

スライド8ページを御覧ください。ここで、コールセンター事業の具体的な取組例について御紹介をいたしたいと思っております。スライドにありますように、詐欺の電話がかか

ってきた旨の通報が警察にありましたときは、通報を受けた警察署から警察本部に報告がなされます。これを受けまして、警察本部からコールセンターに対して注意喚起等する必要があるエリアを伝えます。すると、コールセンターからスライドにあるような注意喚起や警戒依頼が行われるということになります。

スライドの9ページを御覧ください。また、コールセンターの担当者が個人宅に電話した際に、スライドにあるように、まさにそのときに犯人から連絡が来ているというような場合もございます。そういうときには、コールセンターの担当者からその人に対して警察への通報を促すなどして、最寄りの警察署から警察官が臨場して対応に当たることとなります。

スライドの10ページを御覧ください。警察では、特殊詐欺の検挙とともに、特殊詐欺の予防・阻止にも力を入れております。令和3年中の阻止状況は、スライド右側にありますように、阻止率が51.8%となっております。認知件数以上の件数を阻止しているところでもあります。先ほどの取組例で御説明したようなコールセンターによる直接の阻止の件数は、昨年中は175件でありました。割合としては、スライド左側にある円グラフにありますように、これは全体の1%程度となりますが、コールセンターが注意喚起や警戒依頼の対象としているところは、円グラフの四角で囲っているとおりでありまして、全体の8割を占めております。そうした意味で、コールセンターの注意喚起、警戒依頼の対象は当を得たものとなっております。これらの主体による阻止にも資するものとなっていると認識しております。

スライドの11ページを御覧ください。今御説明申し上げましたように、コールセンター事業を行うことは特殊詐欺の予防・阻止に効果があると考えておりますが、一方で、特殊詐欺の手口の変化等も阻止率に影響を与えていると考えられまして、事業を実施すれば阻止率が上がり、廃止すれば阻止率が下がるとまでは言い難い状況にございます。各都道府県警察におきまして、その実情に応じ、創意工夫をしながら、予算の制約の中で判断をする必要があると考えております。

以上、本日御説明申し上げました2つの事業につきましては、政府として取り組むこととされた重要な事業でありまして、一定の成果を上げていると行うことができると考えておりますけれども、事業の内容については、今後の特殊詐欺をめぐる情勢の変化に応じまして、不断に見直しをしていく必要があると認識しております。また、コストダウンにつきましては、入札が競争的なものとなるよう、できる限り多くの事業者に応札を呼びかける等の工夫を継続して行っていくことといたしたいと考えております。

私からの説明は以上であります。

会計課長 それでは、続きまして、本事業の論点について説明させていただきます。

本事業は、都道府県警察が特殊詐欺等の捜査で押収した名簿を集約して、委託業者にリスト化させるとともに、そのリストを都道府県警察に還元し、注意喚起の架電等の被害防止に活用するものであります。本事業については、特殊詐欺対策を推進するために、

より適切な事業内容となる余地がないか検証するとともに、より安価な調達の可能性についても検討を行う必要があると考えております。

そこで、本事業の1つ目の論点として、事業内容について改善の余地はないか、2つ目の論点として、コストダウンの可能性はないかと整理させていただきました。

それでは、本事業につきまして、御審議をよろしくお願いいたします。

太田先生、お願いいたします。

太田委員 ありがとうございます。まず全貌を把握したいのですけれども、年間の特殊詐欺の被害総額というのはお幾らなのですか。

暴力団対策課長 認知状況について、スライドの2ページ目を御覧いただきたいと思えます。被害金額、左下の図にグラフがございますけれども、このうち薄黄緑色のグラフ、これが被害額ということでございまして、直近の令和3年でございまして、約282億円ということでございます。

太田委員 ありがとうございます。これ、阻止したものが約半分ぐらいで、そのうちの1%ぐらいがコールセンターで、175件ということでしょうか。件数で、既遂のものだけで、件数でいうと、1件当たりの被害平均額はどれぐらいなのでしょう。1万4,000、計算すればいいのでしょうか。

暴力団対策課長 計算いたしますと、既遂の1件当たりの被害額については、約200万円程度となっております。

太田委員 200万円程度。すると、これ175件防いだということですよ。やっぱり阻止金額のほうが予算よりは随分大きいと。35億円ですかね、計算間違いなければ。

生活安全企画課長 よろしいでしょうか。先生の今おっしゃられた部分は、計算いたしますと、3億4,900万円余となろうかと思えます。

太田委員 3億か。失礼しました。そうすると、3億円程度を阻止するのに1億円ぐらいのコストをかけたと、そういう理解でよろしいですか。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。先ほども御説明申し上げましたが、これは、コールセンターの事業につきましては補助金という形になっておりまして、都道府県警察が支出したもののうち半額補助しているという形になります。

太田委員 そうすると、3億5,000万円阻止するのに2億円コストがかかっているぐらいですかね。半分補助ということは。

生活安全企画課長 また、正確に御説明申し上げますと、このコールセンターの事業に補助金を支出している都道府県とそうでない都道府県がございます。また、他の国の予算の枠組みを活用しているところもございまして、必ずしもこちらにある全てのものが警察庁からの補助金を受けているというものではございません。

太田委員 これ、公共サービスなので、ただ単に阻止金額よりもコストが安くなっていけばいいということではないのですけれども、ただ、それが逆転しているようだと、やめたほうがいいのかということになりかねないことなので、やめたほうがいいのかとまでは言えな

いにしても、ちょっとコスト的に効率的かどうか疑問が残る。ほかの方法のほうがいいのではないかということになりかねないので、実際にこれ、幾ら税金のほうから公的資金が投入されて、どれだけ実際の被害を軽減しているのかというところの数字が知りたいのですけれども。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。コールセンター事業全体ということであれば、例えば令和3年度でございますと、5億6,100万余が全体で支出されておりました、このうち警察庁のほうからの補助金としては5,300万円余となっております。

太田委員 とすると、コールセンター事業にかかっているお金のほうが阻止金額より大きいのですね。平均的に見て、恐らく3億5,000万円ということであれば。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。まさにそういう形になろうかと思えます。続けてよろしければ、ちょっとその点、補足させていただきたいと思えますが、先ほども御説明申し上げましたように、コールセンターにつきましては、まさにコールセンターがかけた際に、そのときにまさに詐欺の電話がかかっているというものを計上しております。一方で、コールセンターのほうからは、先ほど金融機関ですとかコンビニエンスストアですとか、いろんなところに警戒の依頼の電話をかけていたりでございますとか、そういった意味で、先ほどの175件では表し切れないような効果というものもあり得るのではないかと考えているところでございます。

太田委員 なるほど。この金融機関職員さん、コンビニ店員さんが阻止した分についてもコールセンターが寄与している部分が少なくとも部分的にはあるはずだと、そういう御議論という理解でいいですか。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。そういった部分もあろうかと考えているところでございます。

太田委員 これ、詐欺に遭った方は非常に不条理な目に遭われているので、それを減らすためにそれ以上の税金をかけるのだという議論は一応成り立つと思うのですけれども、この5億6,000万円が阻止した金額より大きいことについては特段の問題はないという御認識ですか。そういう不公正をなくすためであれば、それ以上に税金をかけても構わないと。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。この175件というのは、ある意味で非常に保守的な見積りとして、間違いない数字ということでお示しをさせていただいているところでございます。一方で、先ほど少し御説明申し上げましたように、コールセンターからはコンビニエンスストアの店員の方ですとか金融機関の職員の方、御家族、親族に対する架電というのもコールセンターのほうからしておりまして、この効果というものを正確に把握するというのもなかなか難しいというところでございます。また、コールセンターがかける際には、防犯機能付きの電話に切り替えるような注意喚起もさせていただいてまして、その結果として防犯機能付きの電話に入られている方もいらっしゃるようなところもございまして、そういった意味での副次的な効果というものもあるの

ではないかと考えているところでございます。

太田委員 なるほど。

生活安全企画課長 これはなかなか、警察庁のほうから各都道府県警察に対しまして、このコールセンター事業の効果をこのように把握しなさいというような形でお示しはしていないのですけれども、各県の中には、その効果について把握するよう努力してくれている、そういう都道府県警察もありまして、例えばですけれども、コールセンターが電話して注意喚起した相手の方が、1か月以内にいわゆる詐欺の予兆電話のようなものがかかってきて、警察に通報してくださった方、そういうものをカウントしているような都道府県警察でありますとか、また、注意喚起をした後に、その注意喚起された方のほうから警察に通報していただいて検挙に結びついた、そういう件数をカウントしている、そうした都道府県警察でありますとか、また、詐欺の電話を見破られて警察に通報した方について、過去にその方にコールセンターから注意喚起をされていたことを覚えておられたかどうかということのカウントしている県警察ですとか、そうした様々な形で効果を把握するようにしているところもでございます。そうしたところの効果は、先ほどのような計算式で計算しますと、予算を大きく上回るような効果も計算上は導き得るというところございまして、先ほどの175件はあくまで堅い数字としてお示したものだということを御理解いただければと思います。

太田委員 いろいろな副次的な効果を入れると、予算よりは阻止金額が上回っているだろうと。保守的に見ると、少なくなってしまうている。でも、これ、考え方として、少なくともいいのだという考え方もできるのだと思うのですよね。詐欺に遭うというのは非常に不条理なので、それを抑制するのだったら税金かかってもいいという考えもありますし、また、これ、ほかの犯罪集団の資金源になるという、副次的な犯罪を抑止するためにも、ここにお金をかけるのは効果的なのだ、という議論もあると思うのですが、警察の方針としては、どういうスタンスなのでしょう。阻止金額よりもこちらのほうが小さい限りはコストをかけていく。これも考え方ですけど、税金から出ていけば、当然、所得の再分配ということになりますので、阻止金額を下回っているからどんどんしていいのだという議論にはならないのですが、いわゆる補償原理は満たしているということですね。これ、どういうスタンスなのでしょう。お金かかっても阻止することが正義だと考えるのか、いくらまでかけると考えるのか。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。我々警察として、予算当局に対しましては、先ほど申し上げましたように、直接的な効果もそうですし、副次的な効果も含めて、我々としては、この特殊詐欺に対して大変大きな効果があると考えていて、これまでも予算の増額を図るべく、こちらのほうからお願いは差し上げているところでございます。一方で、予算の制約というのもございまして、我々からの要求と、それから査定当局との考え方との間で現時点の数字になっているというものでございまして、我々担当部門といたしましては増額をお願いしたいと考えているところでございます。

太田委員 それは、副次的な犯罪抑止とか、被害そのものをできるだけ減らしたいとか、そういうことですか。

生活安全企画課長 その部分もございますし、例えば先ほど申し上げました、注意喚起をしていた相手の方が、例えばでございますけれども、予兆電話を受けて警察に通報していただいたというところも効果として十分見え得る部分があるのじゃないかと思ひまして、そういう部分を計算すると、実際に支出している額よりもかなり大きな額の効果、阻止額といいますか、というものは導き得るのではないかと考えております。

太田委員 コストは、コールセンターですから、ほぼ人件費ということは、予算が増えれば、リニアにというか、実際の活動状況は線形に増えていきますよね。固定費はあまりないとすると。とすると、予算をかければかけるだけその効果が出ていく、まだこれは予算足りない、もっと多いほうがいい結果になると、そういう理解なのでしょうか。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。ここも先ほど御説明差し上げた中で、一番最後の11ページのところで最後御説明差し上げましたけれども、かければかけるほど上がっていくかということについては、一定の上限といいますか、そういうものはあり得るのだろうと思っております。11ページのほうでも書かせていただいておりますけれども、この特殊詐欺で用いられている手口によっては、この阻止率というものもまた変わってくる部分がございますので、これはその年その年、それまでの特殊詐欺の犯罪の手口の傾向なども見ながら分析して考えていく部分、これが必要ではないかと考えているところでございます。

太田委員 ありがとうございます。

私からは以上です。

会計課長 それでは、川澤先生、お願いいたします。

川澤委員 ありがとうございます。今、どこまで予算を投じればというお話あったかと思ひます。先ほどの御説明をお伺いしまして、4ページの部分で、例示で3つあります。コールセンターの架電、戸別訪問、レターの送付と。恐らく注意喚起をする際に、幾ら名簿の電話をかけてもつながらないということはあるのだと思ひます。その意味で、ロジックモデルのほうに注意喚起件数というのがあるのですけれども、実質のリストに基づいた接触率のようなものというものは取られているのでしょうか。結局、どのぐらい接触しているかということも踏まえる必要があるのではないかと思います。そのあたりはいかがですか。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。このコールセンター事業とほかの手段を比べた場合にどのような状況かという御質問だと理解いたしました。例えばこの名簿作成事業のほうで作成した名簿登載者への注意喚起の数という観点から見ますと、コールセンターによる注意喚起、それから戸別訪問による注意喚起、レターによる注意喚起というのは、一番多いのはコールセンターによる注意喚起となっております、約6割がコールセンターによる注意喚起となっております。そういう意味で、コールセンター

による注意喚起というのが、ある意味、天候ですとか、そういうのに左右されずに、次から次へと名簿に載っている方にアプローチすることができるという意味において、意味があるのではないかと考えております。また、直接の阻止件数と申しますか、先ほどコールセンターでは175件と御説明差し上げましたけど、例えば戸別訪問ですと7件、レターによる注意喚起ですと直接的なものは1件という形でございます、そういう意味でもコールセンターのほうが現状、効果が大きいと我々としては考えておるところでございます。

川澤委員 なるほど。ありがとうございます。その意味で、コールセンター業務については補助金として半額というふうにされているということなのですね。分かりました。ありがとうございます。そうしますと、今おっしゃっていただいたようなコールセンター業務が175件のうちのぐらいなのかですとか、そのあたりというのも1つ成果指標として設定したほうがいいのではないかと。いわゆる注意喚起の中でどのぐらいコールセンター業務が占めているのかということも、この事業の一つの効果だと思しますので、そのあたりは成果指標の御検討の際に併せて検討いただきたいなと思いました。

あと、11ページのところで阻止率との関係について御説明いただいたかと思ます。これも拝見すると、廃止と実施のところでも、阻止率が上がっている上がっていないというのがあって、なかなか、この事業を実施すればどうなるというところが説明しにくいというのは理解いたしますが、恐らく廃止した自治体においても、ほかの手段を講じているから阻止率が増加したりですとか、そういったいろんな手段の組合せでこの結果になっているのだと思ますので、そこは、今回はコールセンター事業の廃止、実施ということなのですが、どういう介入手法でどういう結果が出たのかということもぜひ分析いただいて、翻ってこの事業の効果が何なのかというふうに御説明いただきたいなと思いました。

以上、コメントです。以上です。

会計課長 それでは、石川先生、お願いいたします。

石川委員 御説明ありがとうございました。先ほど認知件数等の御説明があったのですが、実際にこれやってもお金取られている人はたくさんいるわけなのですが、お金の取られ方、手口というか、これは今資料になかったように思うのですが、大体で結構なのですが、コンビニで払う、金融機関で払うのほかには、よくあるのはゆうパックで送れとか、直接訪問してきて取るというようなやり方が一般的にあるように思うのですが、大体の割合でコンビニと金融機関で取られてしまっている人は、これをやっても取られている人が何%ぐらいいるかというのはお分かりですか。認知件数の内訳的なものなのですが、阻止できなかったものの内訳、そういうものはありますか。

暴力団対策課長 すみません、割合という形ですぐないのでございますけれども、令和3年中の被害金の交付の形態別の数というのがございます。キャッシュカードを手交する形の件数が2,698件でございます。現金を手交する形のものの認知数が2,793件、そして

振込型、これが5,095件といったような数となっているところでございます。

石川委員 キャッシュカードというのは、銀行の窓口で、窓口というか、ATMでやるというやつ。

暴力団対策課長 といいますか、訪問してきた犯人に対して、だまされてキャッシュカードを渡してしまって。

石川委員 キャッシュカードを暗証番号と一緒に渡してしまうやつですね。

暴力団対策課長 そのとおりです。はい。

石川委員 そうすると、現金手交型とキャッシュカード手交型については、恐らくコールセンターが直でやる以外に避けようがなかった、こういう事件になるのですかね。その人たちに警告をするためには。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。可能性としてはでございますけれども、例えば親族の方に御連絡差し上げたりして、その親族の方からということはあるかと思えます。まさに今御質問いただいたような中でお答え申し上げたようなキャッシュカード型のような形ですと、おっしゃるように、間に事業者の方が挟まったりしないので、なかなか阻止が難しいというのは御指摘のとおりだと思います。

石川委員 なるほど。そうすると、今御説明いただいた形でいうと、多分キャッシュカード型と現金型と振込型がほぼイコールぐらいの金額、少し多いぐらいですかね。キャッシュの手交されるほうが多いから、この175件というのはまだまだ伸びしろがあるというか、もっともっとやれば阻止できると、こういうお考えなのですかね。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。これ、まさに、今先生が御指摘されたように、様々な手口が年によって多くなったり少なくなったりするところがございます。それで、まさにキャッシュカードを手交するような形の詐欺が増えますと、これはなかなかまた、事業者の方の関与も少なくなつてまいりますので、そういう阻止の在り方というのが変わつてまいります。そういうこともございまして、いろいろ、件数に応じて、手口に応じまして阻止の状況というのが変わつてき得ると考えているところでございます。

石川委員 コンビニや金融機関に対してもコールセンターからお電話されている、こういうお話でしたよね。

生活安全企画課長 そのとおりでございます。これ、都道府県警察によって、その割合でございませつか、あとやり方、方法については各都道府県で工夫しているところでございますけれども、御説明差し上げましたように、コンビニエンスストアですとか金融機関にそういう電話をしているところもございます。

石川委員 これはあれですか。コールセンターから個々の店舗にお電話をしているパターンが多いのでしょうか。それとも、本部的な機能のところの一斉に、この地域は危ないよというようなものを出してくれと連携しながらやっているというような事例があったり、そういう工夫はあるのでしょうか。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。基本的には個別の店舗に対して、個別のお電話を差し上げているというふうに承知しております。

石川委員 そうすると、結構、コンビニや金融機関に対してはもう少しあれですね。本部的なところから一斉に出してもらうような工夫をすとか、そういうことでコールセンターの電話がもう少し個人のほうに行くようにすれば、175件がもっと増える可能性もあるのですかね。あくまで想像でしかないですけど。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。先般の勉強会のときにも同様の御指摘をいただきましたので、ちょっと確認をしてみました。確認してみましたところ、金融機関、それからコンビニエンスストアの本店から、ないしは本店機能みたいなどころから各支店ないしは店舗に連絡をする場合に、特殊詐欺の阻止という観点で効果的な連絡をしていただけるのかという話をちょっと複数、御相談といたしますか、聞いてみましたところ、そういう本店から各店舗、支店、ないしは本店的なところから各店舗に対して、そういうネットワークは金融機関もコンビニエンスストアもお持ちのようでございますけれども、まさに今詐欺が行われている可能性があるというようなものについて注意喚起するときには、やはり個別の支店、店舗にやっていただいたほうがいいというようなお話をいただいたところでございます。また、そこはより効果的な方法というのは考えていかなきゃいけないと思っておりますけれども、現状ではそのようなお話をいただいたところでございます。

石川委員 そうすると、やはりこの175件をもっと増やしていくためには、コールセンターの人の数を増やす、予算を増やすと、こういう方法が一番現実的であると、このような感じで御理解されているということでしょうか。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。そういったことが1つ方法としてあり得ると考えているところでございます。

石川委員 分かりました。ありがとうございます。

会計課長 先生方におかれましては、審議と並行してコメントシートの御記入と、それから、御記入が終わられましたら、事務局への送付も併せてお願い申し上げます。

それでは、小林先生、お願いいたします。

小林委員 小林です。

私も、最後の資料のところのコールセンター事業と阻止率の関係のところ少し質問させていただきたいのですけれども、これ、認知件数が1,000件以上の都道府県では全て実施されているので、そこは除外しつつ、個別の都道府県に焦点を当てて、実施したところ、廃止したところで、その変化を見たということで、非常に重要な分析だと思っておりますけれども、一方で、これだとちょっと個別の事例に焦点を当て過ぎて、もうちょっと、個別の事例だとどうしても、個別の事例というか、個々の都道府県のデータですと、どうしてもほかのかく乱要素なんかいろいろ入るので、一旦は、例えば1,000件以上のところを含めるか含めないかというのは大きな選択にはなると思いますが、含

めたもの含めないもの、それぞれで全体の平均値を取って、実施した県としていない県の阻止率の平均値を比較する、それから実施した県あるいは廃止した県の阻止率の変化というのを平均値で見るということも必要ではないかと思うのですが、そういう分析はされていますでしょうか。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。1,000件を超えたところも含めて、全国の阻止率、先ほどスライドで51.8%という形で御説明差し上げましたけれども、コールセンターを実施した警察の中でも、この全国の阻止率を上回ったところと、それから下回ったところと、両方ございます。また、1,000件というのは、11ページのところには1,000件以上の都道府県は全て実施と書かせていただいていますけれども、これは継続して1,000件以上のところは実施しているという意味で、実施する、しないという形での変化があったのは兵庫だけだという状況でございます。

小林委員 すみません。1,000件超えているところで実施の変化があったのが兵庫県だけということ。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。まさにそうでございます。

小林委員 なるほど。だから、そうですね、その変化を捉えるのはなかなか難しく、一方で、でも、廃止はこれはそれなりにもっと件数あるのですか。この2件が全てということになりますか。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。廃止につきましては、今、これは阻止率が上がったところと下がったところ、両方の例としてこの徳島は書かせていただいていますけれども、ほかに廃止したところだと、令和2年は実施していたが、令和3年は廃止したという県としては群馬と岐阜がでございます。これ、群馬と岐阜は、廃止はいたしましたけれども、いずれも阻止率は上昇したというところがございます。

小林委員 なるほど。

生活安全企画課長 ちょっと資料のスペースの関係で、このサンプルの数にさせていただいていますけど、ほかについても一応我々として見ているところでございます。

小林委員 そうですね。ここで収まり切らない件数であれば、あればというか、なくてもなんですけど、やっぱり、上がっているところ、下がっているところがある中で、平均としてはどうなのかというところを見ていただくのもいいかと思うのです。ただ、件数も少ないので、平均値から大幅にかい離するところというのはそれぞれあるということだとすると、なかなかそれだけで評価できないというのはそのとおりで思うのですが、情報としてはあるといいのかなと思いました。でも、そうですね、一番最初のは、実施した県としていない県の平均値の比較というのは47都道府県全体でできるかなと思うのですけど、20と27とかですかね。それはどうですか。51.8を上回ったところと下回ったところがあるというのはもちろんそうだと思うのですけど、実施したところで。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。ちょっと手元に今先生が御質問された数字はございません。先ほど申し上げました、全国の阻止率を上回ったところが令和3

年中ですと12県、阻止率を下回ったところが6都府県という形になっている、そういう状況でございます。

小林委員 では、その平均値を取った場合に51.8を超える可能性もあるけど、下回る可能性ももちろんあると思うのですが、平均値での比較というのをやってみようかというのではないかなと思いました。平均値だけでももちろん見られないというのはそのとおりではあるので、こういう事例も出していただくのはもちろん重要かと思っております。

それで、先ほどから、結局、振込以外のパターンがあるということで、そこがなかなか悩ましいかなと思ったのですが、今回この資料に出てきているのは、コンビニ、金融機関で振込型のものを阻止できていると、一定程度ですね。というところが非常に、これがコールセンター事業がなくてもできているのかどうかというところが1つ大きな注目点になってくるかなと思うのですが、その点はいかがですか。いかがですかというか、1つ聞きたいのが、警察からコンビニや金融機関に対してはそもそも注意喚起の依頼みたいなもの、依頼というか、注意喚起の呼びかけみたいなものというのは、コールセンター事業の有無と関わらずにしているのではないかなと思うのですが、それに対してさらにこのコールセンターで該当者の近くに住んでいるところに電話をかけることがより効果があるということが示せるかどうかというところが大きいかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。まさに、警察におきましては、コンビニエンスストア、金融機関に対しましては、このコールセンターに限らず、普段から御協力をお願いしているところでございますし、また、実際に阻止に御協力いただいた店員の方に対して表彰させていただいたりするなどして、御協力をさらにさせていただけるように努めているところでございます。一方で、このコールセンターの場合ですと、まさにその地区に多数、ないしはそのタイミングで、詐欺の電話がかかっているときに、コールセンターからその地区にあるコンビニエンスストアですとか金融機関の支店に対して、今まさに電話が近隣でかかっているので、ぜひ警戒をお願いしますという趣旨の御連絡を差し上げているところでございます。

小林委員 その追加的な念押しの部分が効果があったということが示せるかどうかだと思います。先ほど都道府県によってはその効果を把握してくれているところもある、くれようとしているところもあるというお話だったかと思うので、そこら辺がもう少しデータとして出てくると、個別の事例であっても、より説得力が出てくるかなという気はするのですが、その辺はなかなかデータとしては難しいですか。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。これはある県の例でございますけれども、金融機関等で被害の未然防止をした事案というのがあった場合に、当日コールセンターから事前に連絡があったかというのを調査して、令和3年中は55件あったというような、そういう効果把握をしている県も一部ございます。

小林委員 なるほど。そうですね。やっぱりそういう効果があるというところで重要な事

業であると。それが定量的に、先ほどのコストに見合うかどうかみたいな話も含めて比較ができると、より重要な分析ができるようになってくるのではないかなと感じますので、今後さらに深めていってもらえればなと思います。

以上です。

会計課長 それでは、藤森先生、よろしくお願いします。

藤森委員 先ほど小林先生がおっしゃられていたように、本当に直接的な効果がどのぐらいあるかという測定が一番難しい点かと思うのですが、今、都道府県別にやられているところもあるという御回答だったのですが、これ、何らかの形で、やはりお金を出している以上、その報告を出させるような仕組みをつくるべきかなと思うのですよね。やり方については都道府県に任せるというのもいいのですが、ただ、明確な、こういったやり方で測定したところがあって、それが非常に分かりやすかったということであれば、このインタビューはやってみてくださいというふうにきちんと都道府県にフィードバックする、やっていないところにフィードバックするというようなことをやはり中央としてはやるべきかなと思うのです。金融機関さんですと、恐らく普通の正社員というか、比較的長く勤めていらっしゃる方が多いので、そういった教育というのは金融機関内でも行き届いているかもしれないのですが、コンビニ店員さんとなりますと、やはり最近外国人の方も、ちょっと地方は分からないのですが、都内ですとやはり多いということで、実際こういった詐欺の事実を知らないかもしれないという気も少ししたのです。ですので、コールセンターがかけるときに、そもそもそういった犯罪が起きていることを知っていますかと一言聞いていただだけでも、知らないという方が、知りませんでしたとなれば、コールセンターは知らしめるだけでもものすごいこれは効果があったというふうに、実際阻止しなかったとしても、効果があったと私は考えたほうがいいと思います。

あとは、家族、親族に関しては、恐らくこういった犯罪があるということを知らない方はいらっしゃると思うのですが、ただ、自分にそれが降りかかる、自分の親族に降りかかるということがやっぱりなかなか具体的には思い浮かばないかもしれないので、これは非常に効果高いと思うのですが、やはり阻止がされた方に、実際そういったお電話がどのくらい効果ありましたかというのは、感覚的なものかもしれないのですが、きちんとアンケートを取るとか、やり方は非常にいろいろあるかと思うのですが、どういうやり方が効果測定として納得感があるかというのをフィードバックするというのはいかがでしょうか。

生活安全企画課長 御指摘ありがとうございます。今回先生方にいろいろとお話をさせていただく中、我々も、まさに今おっしゃられたように、各都道府県、様々工夫をしているところがございますけれども、我々として、よい取組、ベストプラクティスについてはぜひ還元していきたいと、このように考えているところがございます。また、いろいろ学術的な御指摘もいただいているところがございますので、そういった点についても、

警察にも科学警察研究所等ございますので、そういったところと協力しながら考えてまいりたいと、このように考えております。

藤森委員 ありがとうございます。その上で、特殊詐欺防止の措置がコールセンター事業以外にも恐らくたくさんあるかと思うのですけれども、どれが一番効果的なのかという費用対効果を考えて、予算の配分を、予算の総額はともかくとして、配分をもしかしたら考慮すべきことがあるかもしれない。これ単独の話だけではないのかなという気が、ちょっと皆様話を聞いていて感じましたので、ぜひ今後の検討に混ぜていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会計課長 それでは、太田先生、お願いいたします。

太田委員 小林先生、藤森先生と重複するので、手短にとっておりますが、これ、全体で特殊詐欺対策の経費というのは今お幾らなのですか。警察全体で。通常業務も入ると思うので、なかなか切り出すのは難しいかもしれませんが。

ちょっとすぐには出ない感じですかね。すぐには難しいということであれば、それで構わないのですけど。

暴力団対策課長 ちょっとお時間いただければと思います。すみません。

太田委員 それでは、これ全体幾らかかっている、手段として何種類の対策があって、その中でどれが一番阻止の効果がいいのか、それが恐らく小林先生、藤森先生ずっと御指摘の点なのだと思うのですけれども、これ当然、1円当たりの阻止件数が平準化するようにするのが一番効率的になるので、費用対効果が高いものからやっていって、収穫逦減になるまでやればいいのかと思うのですが、そういうことが普段から検討されていて、この施策とこの施策を組み合わせると効果的だということがEBPM的にやられているのか、もちろん現場の方の肌感覚というのはかなり正確だと思いますので、そういうことでやられているのかということを確認したかっただけなのですからけれども、あまり定量的につかまえないよというか、捕捉しよう、測定しようという感じではないという理解でよろしいでしょうか。現実には、これ、効果の測定、相当難しいと思いますので、難しいというお答えも、それはあり得ると思うのですが。

暴力団対策課長 申し訳ございません。令和4年度の予算額で申し上げますと、いろいろ捜査の関係の、捜査資機材の借上げの経費ですとか、あるいは車両の借上げ、捜査拠点の借上げですとか、さらに防犯関係の今し方御説明にあるようなコールセンター事業等を含めまして計算したところ、約、これが1億余りというふうな数字となっております。また、警告電話事業というものもやっておりまして、犯行に使用された電話番号に対して機械的にどんどん電話発信をして使えなくするような事業もやってございます。これについて、令和4年度の予算額が、これが4,100万円程度となっております。申し訳ございません。

太田委員 ありがとうございます。これプラス、コールセンターの1億円というイメージですかね。

暴力団対策課長 先ほどの1億円の中にコールセンター事業の経費も入っておるところでございます。

太田委員 でも、令和4年度当初予算、1億200万円じゃないですか。違いますか。レビューシートを見る限り、102とあるのですが、これは1億200万円じゃないのですか。

暴力団対策課長 失礼しました。コールセンター事業で3,500万円程度、リスト化の部分で1,500万円程度、そして、申し上げておりました装備資機材等の借上げ関係など、これが5,000万円程度というふうな数字となっておりますでございます。

太田委員 そうすると、これが全てなのですね、特殊詐欺のものは。別の4,100万円の。

暴力団対策課長 それと、先ほど申し上げました警告電話事業の関係が約4,000万程度と。

太田委員 4,000万円。この事業のほかに4,100万円あるという。

暴力団対策課長 そのとおりです。はい。

太田委員 これ、先ほどの阻止のときに全体で5億幾らという数字が出てきたように記憶していますが、成果が3億5,000万円程度で、阻止金額が3億5,000万円程度で、5億幾らでしたか、4,000万円でしたか。全体としては、コールセンターで。

生活安全企画課長 御質問ありがとうございます。先ほどコールセンター全体でかけたお金ということで5億6,000万余という話をさせていただきました。

太田委員 5億6,000万円ですか。

生活安全企画課長 これは都道府県のほう、都道府県警察として、補助金も含めて支出した総額がコールセンター事業でそれだけ。

太田委員 補助金を含めて、5億6,000万。

生活安全企画課長 ということでございます。

太田委員 4,100万円と5億6,000万円と、あとは警察の通常業務で特殊詐欺に対応されていると。コールセンターが5億6,000万円ですね、全部入れて。国から行っているのは1億円ちょっと。1億100万、1億400万、200万円ですか。そのほかに4,100万円があると。どれが最も効果的、あるいは警察の通常業務で切り離せない予算もあると思うのですけれども、それも含めて、どの方策が一番効果的に特殊詐欺を抑制するとお考えなのでしょう。それは特にデータなく、感覚的にやられているという話でももちろん構わないのですけれども。

暴力団対策課長 すみません、申し上げます。特殊詐欺対策は、先ほど申し上げた経費の中には、捜査を行うための経費もでございます。また、防犯ということで、コールセンター事業等で詐欺に引っかかりにくくするような、そういう取組もでございます。これ、どちらも重要だと考えておまして、もちろん我々捜査する側の立場からすると、犯人をどんどん捕まえていって、リスクが高い、やったら捕まるぞというふうな形の中で被害を減らすことにも寄与する面もあると思いますけれども、他方で、やはり引っかかりにくくするというふうな取組、これも極めて重要だと思っております。まさに車の両輪ということで、どちらも大事だと考えておるところでございます。

太田委員 取りあえず警察庁さんとしては、特殊詐欺にかかっている予算が全体で幾らで、どの方策が効果的かということは今のところは定量的には把握されていないということによろしいですか。なかなか難しいと思うので、そういうお答えもあり得ると思うのですが。

暴力団対策課長 そうですね。例えば、実際に例えば捜査に当たっている人間の人件費等もございます。これは別のところで計上されているところでございますし、また、捜査する立場からいたしますと、発生した事件についてしっかり捜査して、被疑者、グループをやっつけていくということ、これはもう必ず必要だということと考えております。じゃあ、それがどれぐらい抑止に寄与するのかというのは、これはなかなか把握することは難しいのかなと考えておまして、恐らく、抑止の部分ということであれば、それは防犯関係の経費の使い方の中で、より効果的なものに使っていくということなのではないかと私は考えております。

太田委員 これ、素朴な話なのですがけれども、例えば麻薬犯罪の抑制というようなものが別にあつたとして、この特殊詐欺の抑制というものがあると思うのです。優先順位をつけて、人員の配置とか考え、どの捜査に注力するというようなことは特段意識して資源配分されているわけではなくて、現場の勘を頼ると、そういう資源配分のスキームなのでしょうか。特殊詐欺対策に幾らかかっているということ捕捉されていないということは、犯罪類型ごとに、ここに力を入れていこうみたいな方針で運営されているわけではないということですか。

暴力団対策課長 私の立場でどこまでお答えしていいのか悩ましいところでございますが、一般的に申し上げれば、いろいろ警察が対応すべき犯罪等がございます。それぞれ、おっしゃるとおり、いろんな、時を経るごとに様々情勢は変化してまいります。それに応じて警察としても、例えば捜査部門であれば、その中で、今の現状からすると、よりこちらの分野に人を割くべきじゃないかといった形の、そういった見直しというのは県警レベルでもやっておりますし、そういう、何でしょうか。どこまで定量的にやっているかというのはあろうかと思えますけれども、それはまさに情勢についてはしっかりと把握する中で、捜査資源の配分というのは、これを行っているとして理解しております。

太田委員 もちろん、突発的な事件が起こると、それに対応しないといけないというのはもちろんあると思いますが、能動的に資源配分を考えてということはあんまりされていないというような印象です。

すみません。ありがとうございました。これ以上伺ってもと思えますので、ここで終わりにしたいと思います。

会計課長 それでは、川澤先生、よろしく申し上げます。

川澤委員 御説明ありがとうございました。今の話とちょっと変わってしまうのですがけれども、先ほどベストプラクティスの情報共有というお話あつたかと思えます。今回のコールセンター事業、毎年度恐らく入札で実施して、落札事業者も替わり得る状況かと思

います。ですので、やはりコールセンター事業になりますと、どういうふうに対応するか、どういう問いかけにするかという原稿も非常に大切だと思いますし、恐らくコールセンターの方のスキルというのもかなり、それによって阻止できるかどうかというところにも大きく寄与するのではないかと思いますので、毎年度の入札になるというのは仕方ない部分はあるかもしれないのですが、やはり、どういう原稿でどういう対応をしたかというところの都道府県間での共有と経年での共有、仮に交代するとしたら次の事業者の方にきちんと引き継ぐですとか、そのあたりのノウハウの共有はぜひ積極的にやっていただきたいなと思いました。以上です。そのあたり、いかがでしょうか。

生活安全企画課長 御指摘ありがとうございます。先日の勉強会の場でもナッジというお話をいただいていたし、どういう在り方が効果的なのか、また、それをどういう形で実際に成果に結びつけていくべきなのか、いくことができるのかということについては、まさにベストプラクティスもそうですし、あとまた警察にある科学警察研究所等のそういう研究を担当している者ともよく相談しながらやってまいりたいと、このように考えております。

川澤委員 分かりました。ありがとうございます。

会計課長 それでは、内山先生、よろしく願いいたします。

内山委員 今までの委員の先生方の御指摘、特に今の川澤委員の御指摘とほぼかぶってしまうのですが、やはり本件は、最初の牧島大臣の冒頭のお話にもあったとおり、EBPMを活用する格好の題材だったと思うのです。どのような手法が効果的かということはエビデンスを工夫していただきたいと思います。特に、今ちょうどナッジという話が出ましたけれども、個人への声かけの仕方はどのようなものが効果的かというのは、まさにこれナッジが活用できる典型的な例ですね。よくあるのは、例えばどのようなメッセージを送れば節電に効果的か、あるいは公共料金を支払ってもらえるかというのは、これは行動経済学中心に非常に研究が進んでいる分野ですし、実際にそういったことをやっている省庁もあります。警察分野でいいますと、例えばイギリスではカレッジ・オブ・ポリシングというのがありまして、日本でいう、恐らく警察大学校に当たる組織だと思います。ここで社会科学者を雇用して、そういった効果検証を積極的に行っております。ですので、ぜひとも貴庁におかれましても、警察大学校の警察政策研究センターなどございますので、そういったところで、いわゆる科学捜査もそうですが、こういった社会的科学的な点でのエビデンスづくり、効果検証といったことについて前向きに検討していただければと思います。

お答えについては今までしていただきましたので、私からの意見ということにさせていただきます。

会計課長 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、今、コメントシートの取りまとめをいたしますので、一旦、中断させていただきます。

たきます。

(一時中断)

それでは、評価結果及び取りまとめのコメント案につきまして、内山先生から御説明をお願いいたします。

内山委員 それでは、発表いたします。6人全ての委員が「一部改善」に投票しておりますので、この事業の評価結果の案は「一部改善」とさせていただきたいと思います。

また、この取りまとめコメントの案といたしましては、次のとおりと考えております。

まず、事業内容の一部改善についてのコメント、全て事業内容の一部改善のコメントですが、効果の測定は、当該事業単独でなく、1件阻止した場合にかかったコストを比較するなど、他の施策との比較での検討が必要と思われる。コールセンターから金融機関及びコンビニに対するより効果的な警戒依頼方法を検討してほしい。間接的な効果も含め、実際の効果を数値化して説明できるようにしっかりと検証結果を整理してほしい。効果測定の方法について引き続き検討してほしい。ほかの犯罪類型とのバランスの中で、どの分野に資源配分すると日本の治安が効果的に維持するのかを考えた、警察全体の資源配分戦略が必要ではないか。

以上といたします。

会計課長 それでは、ただいまの評価結果及び取りまとめのコメント案に対しまして、御意見等がございましたら、よろしくをお願いいたします。

いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、最終的な評価結果及び取りまとめのコメントにつきまして、内山先生から改めてよろしくをお願いいたします。

内山委員 それでは、先ほどの評価結果及び取りまとめコメントの案につきまして、皆様の御賛同をいただけたものといたしまして、これを最終的な評価結果といたします。

会計課長 ありがとうございます。今後、この評価結果とコメントを踏まえまして、事業の改善に努めてまいりたいと存じます。

それでは、本事業につきましては、これにて終了いたしたいと存じます。ありがとうございました。

以上をもちまして、予定されていた2つの事業の審議が終了いたしました。最後に、官房長から御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

官房長 本日、警察庁行政事業レビューの公開プロセスということを終了するに至りまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、有識者の皆様におかれましては、活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。私どもといたしましては、本日の御議論の結果を真摯に受け止めさせていただきまして、評価が事業内容の「一部改善」となりました、「取調べ録音・録画装置の整備」、また「特殊詐欺対策の推進」につきまして、事業の内容について検証し、より効果的・効率的な事業となるように努めてまいりたいと考えております。今後とも

警察庁の各種業務につきまして御理解いただきますとともに、ぜひ御意見、御提言を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

会計課長 以上をもちまして、警察庁の公開プロセスを終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上